

予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令の一部を改正する 訓令案について

1 改正の趣旨

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（令和7年防衛省令第 号）の施行による改正後の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「改正規則」という。）第34条第2項の規定により、新たに採用した予備自衛官の階級について自衛官を退職する時に有していた階級又は当該階級に対応する階級より1級下位の階級を指定することができることとされること等に伴い、予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第1号）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 改正規則第34条第2項の規定により1級下位の階級を指定する場合は、新たに採用した予備自衛官が自衛官を退職する時に有していた階級が2等陸曹以上、2等海曹以上又は2等空曹以上であったものに対し指定することができるものとする旨を規定する。（第7条の3第1項関係）
- (2) 新たに採用した予備自衛官に下位の階級を指定するに当たっては、過去に予備自衛官等であった時に指定されていた階級より下位の階級を指定しない旨を規定する。（第7条の3第2項関係）
- (3) 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長は、上記の下位の階級の指定に関し必要な事項を定めるものとする旨を規定する。（第7条の3第3項関係）
- (4) 予備自衛官志願票に、改正規則第34条第2項の規定により1級下位の階級を指定されることを希望する旨を申し出る場合の確認欄を設ける。（別記様式第1関係）
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日（予定）